

福祉・介護職員として復職してくれたあなたへ

5万円を給付します！

※1回限り

感染防止対策の徹底などにより業務が増加している介護・障害福祉施設の負担を軽減するため、対象期間に復職した介護職員等に対して奨励金を給付します。

対象の方

令和4年7月21日から令和5年2月28日の間に県内の介護・障害福祉施設（表1）で新たに常勤（注）の福祉・介護職員又は看護職員として従事する方のうち、①又は②のいずれかを満たす方。

- ① 福祉・介護職員として従事した経験（概ね3か月以上）を有する方
- ② 一定の資格を有する方又は研修を修了した方（表2）

※介護・障害者関係事業所からの転職者の方は対象外

【注】常勤とは、事業所における勤務時間が、当該事業所で定められている常勤の従事者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間が基本）に達していることを言います。この時、雇用形態は問いません（非常勤でも可）。

表1 対象となる施設

介護施設等	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス含む）、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、グループホーム
障害福祉施設等	施設入所支援、グループホーム、障害児入所支援

表2 対象となる一定の資格を有する方又は研修を修了した方

資格	介護福祉士、看護師、准看護師
研修	実務者研修、初任者研修（ホームヘルパー2級）、介護職員基礎研修、ホームヘルパー1級【障害系に従事する場合】 居宅介護職員初任者研修、障害者居宅介護従事者基礎研修、重度訪問介護従事者養成研修（追加まで又は統合）、同行援護従事者養成研修（応用まで）

給付要件：業務に従事した日から3か月以上継続して勤務する見込みであること。

※3か月未満で離職した場合は全額返金

対象期間（業務開始日）：令和4年7月21日から令和5年2月28日まで

申請受付期間：令和5年3月15日まで（当日消印有効） ※予算がなくなり次第締切

問合せ先

神奈川県地域福祉課

福祉介護人材グループ

電話：045-210-4755

詳しくは県ホームページをチェック！

神奈川県介護職員復職等支援金

検索

